

# 業務名：令和 8 年度中城御殿跡地整備検討委員会等運営支援業務 特記仕様書

## 1. 業務目的

本業務では、「中城御殿跡地整備基本計画（令和 3 年度改定版）」及び過年度の中城御殿跡地整備検討委員会の検討経緯を踏まえ、首里城公園県営区域の中城御殿整備および龍潭周辺公園整備等において、中城御殿跡地整備検討委員会等（以下、「委員会等」とする。）の運営支援等を行う業務である。

また、当該区域に設置する解説サイン等整備に係る検討を行うとともに、中城御殿整備後の「（仮称）中城御殿管理運営委員会」のあり方をあわせて検討するものである。

なお、委員会等の所掌事務は以下のとおりである。

- (1) 城郭内の展示収蔵の変更に伴う中城御殿の展示計画の見直しに関すること。
- (2) 復元レベル及び施設構造の防災・防火対策の強化に関すること。
- (3) 公園内や地域への周遊につながる利活用の検討に関すること。
- (4) 松崎馬場や龍潭周辺など中城御殿跡地との一体的な公園整備の検討に関すること。
- (5) その他、中城御殿跡地整備の検討にあたり必要な内容に関すること。

## 2. 履行期限 契約の翌日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

履行場所 那覇市

## 3. 業務概要

### (1) 計画準備

本業務の目的及び内容を把握し、業務の手順及び遂行に必要な事項を整理する。

また、中城御殿跡地整備基本計画（令和 3 年度改定版）」及び過年度に実施された中城御殿跡地整備検討委員会等における検討経緯について整理を行う。

### (2) 委員会等運営支援業務

#### (ア)委員会等運営支援

中城御殿及び龍潭周辺公園整備等に関する検討を行う「委員会等」の開催に係る運営支援として、委員との日程調整及び会場準備、会議運営（Web 会議含む）、議事録作成等を行う。

会議は以下を想定するが、必要に応じて、事前レク及び個別の意見交換会を実施するものとする。

- ① 中城御殿跡地整備検討委員会の運営：委員 計 16 人
- ② 検討部会等の運営：関連する分野の委員等 計 16 人

部 会 名	開催回数	委員人数	アドバイザー
龍潭周辺部会	1 回	各 3 人	各 1 人
中城御殿部会	2 回	各 6 人	

- ③ 記録等作成：委員会等議事録等の作成（5回）
- ④ 打合せ：委員会及び部会運営に係る打合せ（5回）  
※打合せは、メール、電話、WEB等でも良い

#### (4) 会議用資料作成

委員会及び部会を開催するにあたり、発注者及び関係機関から提供された資料（画像等）をもとに、会議用資料として編集とりまとめ等を行う。

なお、本業務の資料編集の対象としては、中城御殿整備に関する設計（展示・外構設計含む）・工事、管理運営体制等に関する事項を想定する。別議題について作業が生じた場合については、調査職員との協議の上決定する。

- ① 委員会用資料作成（2回）
- ② 部会等用資料作成（3回）

#### (3) 解説サイン等の検討

中城御殿及び龍潭周辺における解説サインについて検討を行う。なお、現時点では5カ所程度を想定する。

- ① 中城御殿、上之御殿、松崎馬場及び世持橋における解説サインの位置を検討する。
- ② 解説サインの解説内容（解説文、必要な図版等）の検討を行う。
- ③ 必要に応じて有識者にヒアリングを行い、解説内容に反映させる。

#### (4) 「（仮称）中城御殿管理運営委員会」のあり方検討

中城御殿の展示や管理運営に資するため課題の整理や整備後に設置する「（仮称）中城御殿管理運営委員会」のあり方を検討する。

- ① 中城御殿整備後の施設の管理運営に係る課題等の整理
- ② 「（仮称）中城御殿管理運営委員会」の役割及び協議内容の検討

①の課題を踏まえ、委員会の協議内容として、展示・収蔵や施設の維持管理に係る事項について整理する。

#### ③ 城郭内との連携に係る検討

正殿完成以降の城郭内の整備動向を踏まえ、中城御殿と連携した展示内容について検討する。なお整備段階としては、北殿・御庭完成頃までを想定する。

#### (5) 関係機関調整

中城御殿跡地整備検討委員会の開催にあたり、沖縄県、那覇市、沖縄美ら島財団、工事関係者、展示設計、外構設計等の関係者調整会議等に必要に応じて参加し、中城御殿の検討状況について把握することにより、会議の議題検討や資料作成作業へ反映する。

- ① 関係機関調整（2回）

#### (6) 打合せ協議

委員会運営支援業務を行うに当たって、以下の段階で調査職員と打合せ・協議を行う。

- ① 業務着手時
- ② 中間打合せ(2回)
- ③ 成果品納入時(業務完了時)

#### (7) 中城御殿跡地整備検討委員会（R4～R8）の報告書：30部（A4サイズ100頁程度）

中城御殿跡地整備に係る検討を行った内容を最終報告書として作成する。

なお、検討パース作成、概要版（リーフレット）編集を含む。

#### (8) 委員会関連経費

以下の経費について本業にて支払う。

- ① 会場費 委員会 2 回（自治会館中会議室程度。部会は会場費がかからない場所を想定）
- ② 報償費（委員会） 16 人・回（委員 8 人×2 回）
- ③ 報償費（部会等） 16 人・回（部会委員 9 人、アドバイザー 1 人）
- ④ 報償費（サイン監修） 2 人・回（2 名）
- ⑤ 交通費（委員会・部会／県内委員） 23 人・回  
（委員会：6 人×2 回、部会：4 人×2 回、2 人×1 回、アドバイザー 1 人×1 回）
- ⑥ 交通費（委員会・部会／県外委員） 7 人・回  
（委員会 2 人×2 回、部会 2 人×1 回、1 人×1 回）

#### 委員会等一覧表

	委員会	部会等
中城御殿跡地整備委員会等	2 回	3 回（中城部会 2 回、 龍潭周辺部会 1 回）
直接経費（会場費）	2 回（自治会館等）	—（県庁会議室）

#### 委員報償費

直接経費	委員会	部会等	計
中城御殿検討	8 人×2 回=16 人・回	6 人×2 回=12 人・回 4 人×1 回=4 人・回	32 人・回

#### 4. 成果品

本業務は、電子納品対象業務とする。

- (1) 電子納品とは、調査・設計・工事などの各段階の最終成果品を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、各種電子納品要領等(以下、「要領」)に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。なお、書面における署名又は押印の取り扱いについては、別途、調査職員と協議するものとする。
- (2) 業務成果品は、「要領」に基づいた電子データとなっているか、(公財)沖縄県建設技術センターにて確認を受け、「確認証」の発行を受けること。
- (3) 成果品は、電子媒体(CD-R)で(正)1 部を上記「確認証」も併せて調査職員へ提出すること。「要領」で特に記載が無い項目については、監督職員と協議の上、電子化のファイルフォーマットを決定すること。
  - ① 電子納品 (CD-R) 1 式
  - ② その他 (調査職員が指示するもの)
- (4) 中城御殿跡地整備検討委員会 (R4~R8) の報告書作成：30 部 (A4 サイズ 100 頁程度)
- (5) リーフレット作製 (A4 サイズ 8 ページ程度を想定)：200 部  
委員会内容を取りまとめ、リーフレットとして納める。
- (6) 報告書

委員会等運営支援業務の報告書を作成する。

## 5. 配置技術者について

### (1) 管理技術者

以下のいずれかの資格保有者であること。

- a 技術士（総合技術監理部門：都市計画及び地方計画）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。
- b 技術士（建設部門：都市計画及び地方計画）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。（平成 13 年度以降の技術士試験合格者の場合には、7 年以上の実務経験を有したうえで業務に該当する部門に 4 年以上従事した経験を有する者。）
- c R C C M（都市計画及び地方計画）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。

### (2) 配置予定技術者の業務実績に関する要件

#### (ア) 管理技術者

管理技術者は、平成 28 年度以降から公告日までに完了した業務において、下記 a 又は b の実績を 1 件以上有すること。

- a 同種業務：国又は都道府県営公園における調査・計画又は委員会等運営に係る支援もしくは検討業務に関する業務実績
- b 類似業務：都市公園法に基づく都市公園計画策定業務等に関する業務実績  
(同種業務、類似業務とも日本国内における国、都道府県、政令指定都市、市町村その他の公共事業を実施する機関の実績で、契約金額が 500 万円以上の業務とする。以下同じ。)

## 6. 業務の実施形態

### (1) 再委託の禁止

本業務について、「主たる部分」の再委託は認めない。なお、本業務における「主たる部分」は次のとおりとする。

○中城御殿跡地整備検討委員会及び部会運用に係る支援

### (2) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による発注者の承認を得なければならない。

ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りではない。

○資料の収集・整理、複写・印刷・製本、原稿・データの入力及び集計

## 7. その他

- (1) 別途開催される「首里城復元に向けた技術検討委員会」等との連携や調整が必要な場合、対応しなければならない。
- (2) 本業務の業務委託料を変更協議する場合及び本業務と関連する業務を本業務受注者と随意契約する場合の変更協議または関連する業務の予定価格の算定にあたっては、本業務の請負比

率（当初契約額÷当初設計額）を変更業務価格または関連業務の設計額に乗じた額で行うものとする。

(3) 本特記仕様書に記載されていない事項及び仕様書等に疑義が生じた場合は、その都度協議し、調査職員の指示を受けなければならない。

(4) 業務にあたっては、本業務に先立ち作成した下記の計画・報告書等を参照すること。

①中城御殿跡地整備基本計画（令和3年度改定版）

②中城御殿跡地整備検討委員会の資料・議事概要

※ともに沖縄県 HP（下記 URL）から入手可能

<https://www.pref.okinawa.lg.jp/machizukuri/toshi/1012859/1012860/1012867.html>